

立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)

個人研究

2012年度研究成果報告書

| | | |
|-------|-------------------|---------|
| 研究代表者 | 所属・職名 | 氏名 |
| | 法学部・教授 | 東條 吉純 印 |
| 研究課題 | エネルギー資源取引を巡る法的諸問題 | |
| 研究期間 | 2012年度 | |
| 研究経費 | 500千円 | |

研究の概要(200~300字で記入、図・グラフは使用しないこと)

本研究は、エネルギー資源取引を巡る法的諸問題について、とくに LNG に着目して、経済法学の視点から考察するものである。より具体的には以下の通り。上流の LNG 取引には、従来、硬直的な取引条件が設定されてきたが、下流の電力・ガス等の2次エネルギー市場の自由化、LNG 市場のグローバル化及び米国発のシェールガス革命の影響等により、取引構造のパラダイムは「独占」から「競争」へと大きく変化しつつある。このようなパラダイム転換過程において、需要国の競争法はどのような役割を果たすのか、また、LNG チェーン各段階への継続的投資という課題は、転換期において、どのようにコントロールされるべきかという問題が考察対象である。

キーワード(研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[天然資源] [競争法] [エネルギー安全保障]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

石油・天然ガス・石炭等の一次エネルギー資源は、供給国・需要国の双方にとって、国民の生活および経済発展に必須の天然資源であるところ、エネルギー安全保障は、需要国のみならず、供給国にとっても重要な国家的課題である。天然ガス取引は、伝統的に供給国の国営石油会社（NOC）と需要国の独占的公益事業者との間で、長期取引契約により行われ、開発・生産の段階から、当該長期取引による潤沢なキャッシュフローによって、LNG プロジェクトにかかる膨大な先行投資を回収するという形態がとられてきた。関連当事者がほぼ固定化された LNG チェーンを前提とした長期取引契約では、テイクオアペイ条項、仕向け地制限条項、石油連動価格等の硬直的な取引条件が設定されるのが原則であったが、LNG の安定的供給の確保という観点からは、供給者と需要者がさまざまな事業リスクを分担し、コントロールするという意味において、一定の合理性をもっていた。また、LNG はアジアの需要者を中心にローカルな取引のみ行われ、転売機会も乏しかったため、上記の硬直的取引条件には実質的に何ら問題はなかった。

しかしながら、1990 年代以降の需要国における電力・ガス市場の自由化と、2000 年代以降の LNG 取引のグローバル化の進展、さらには、米国における「シェールガス革命」の影響により、急速に LNG の流動性が高まり、グローバル LNG 市場の形成に向けた動きが加速化した。同時に、欧州域内でもガス市場自由化の進展とともにガス卸売取引量が増加し、市場価格が徐々に形成され始めた。日本向け LNG 取引は、今なお伝統的な契約形態が大部分を占めるが、東日本大震災後の LNG 需要の急増により、スポット・短期取引の割合も急拡大し、現在、全需要量の 20%にまで達している。

このような状況変化は、LNG 取引構造における「独占」モデルから「競争」モデルへのパラダイム転換過程であると言え、従来の LNG・天然ガス取引契約における硬直的な取引条件は、競争政策の観点から、あらためて検証することが求められていると言える。ただし、転換期において、キャッシュフロー確保という観点から合理性をもっていた伝統的な契約形態の見直しは、投資リスクを一時的に増大させるおそれがあるため、エネルギー安全保障及びグローバル LNG 市場の形成という観点からは、市場の形成過程に応じた適切な見直しが柔軟に行われる必要がある。

他方、LNG 取引は、天然資源開発から生じる経済レントをどのプレーヤーがどれだけ獲得するか

研究成果の概要 (つづき)

という問題でもあり、資源国政府・NOC、開発事業者(多くの場合、国際石油メジャー、他国 NOC)、需要国エネルギー事業者等の参加プレーヤー間で戦略的な行動が繰り広げられるのが常である。グローバル市場の形成によって、競争が活発化することは、資源の効率的利用が促進され、経済レントが減少することを意味するため、資源国政府・NOC は、独占モデルを選好し、競争モデルへの転換には消極的な場合が多い。

このような状況下において、需要国が自国競争法を活用し、上流の LNG 取引契約の柔軟化を実現しようとする場合、同取引市場における地政学的リスクやエネルギー安全保障に対する十分な配慮が必要となる。この点、1990 年代後半以降の欧州の経験は、域内の電力・ガス統一市場に向けた規制改革の進展に呼応する形で、着実にガスパロムをはじめとする外国 NOC との天然ガス・LNG 取引契約の柔軟化と競争制限条項の破棄を実現していった。そして現在、ガスパロムの石油連動価格の押付けに対する機能条約 102 条調査(市場支配的地位濫用)が開始されている。

日本においては、燃費調達費が急増する中、米国シェールガス革命及びグローバル LNG 市場の恩恵を享受し、LNG 調達コストを抑制することが喫緊の国家的課題となっているところ、既存の硬直的な長期取引契約については、独禁法の適用によって制限的条項を是正することが、有効な選択肢の一つとなりうる。無論、実際の独禁法適用においては、資源国 NOC の反発等の地政学的リスクをはじめ、さまざまな制約が想定されるが、エネルギー安全保障にかかるリスク管理の手法としては、その有効性に積極的な評価を与えることができる。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

② 図書

東條吉純「グローバル LNG 市場の形成過程における競争法の役割—エネルギー安全保障との相克—」舟田正之編著『電力改革の比較法的研究 (仮題)』所収 (有斐閣 2013 年刊行予定)。

④ その他

2012 年 10 月 29 日 日本エネルギー法研究所・競争政策研究会において報告。